附則第二項を次のように改める。

（平成三十八年三月三十一日までの間の男女雇用機会均等推進者の業務）

2　平成三十八年三月三十一日までの間は、第十三条の二中「並びに」とあるのは、「、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条第一項に規定する一般事業主行動計画に基づく取組及び同法第二十条の規定による情報の公表の推進のための措置並びに」とする。

附則第三項を削る。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）

第五条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の三」を「第四十七条の四―第四十七条の六」を「第四十七条の五―第四十七条の七」に、「第四十七条の七―第四十七条の九」を「第四十七条の八―第四十七条の十」に、「第四十七条の十」を「第四十七条の十一」に改める。

第四十七条の二中「、第十一条の二第一項」を「、第十一条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項」に、「及び第十一条の二第一項」を「及び第十一条の三第一項」に改める。

第四十七条の三中「及び第二十五条」を「、第二十五条第一項及び第二十五条の二第二項」に、「同条」を「同法第二十五条第一項」に改める。

第四十七条の十一を第四十七条の十二とし、第四十七条の十を第四十七条の十一とする。

第四章第二節中第四十七条の九を第四十七条の十とする。

第四十七条の八中「、第二十条第一項及び第二十一条」を削り、「第四十七条の七第一項」と、「（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の八第一項」と、に、「第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」を「第二十条中「事業場」とあるのは「事業所」に、「第四十七条の七第一項」と読み替える」を「第四十七条の六」と読み替える」に改め、同条を第四十七条の九とする。

第四十七条の七第一項中「第四十七条の五」を「第四十七条の六」に改め、同条を第四十七条の八とする。

第四章第一節中第四十七条の六を第四十七条の七とする。

第四十七条の五中「第四十七条の九」を「第四十七条の十」に改め、同条を第四十七条の六とする。

第四十七条の四を第四十七条の五とし、第三章第四節中第四十七条の三の次に次の一条を加える。

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の適用に関する特例）

第四十七条の四　労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十条の二第一項及び第三十条の三第二項の規定を適用する。この場合において、同法第三十条の二第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第六条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「措置」を「措置等」に、「の援助」を「の援助等」に改める。

第二条中「第三十四項」を「第三十六項」に改め、同条第一号中「第二十六条まで」を「第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十五条の二第一項及び第三項、第二十六条」に、「及び第十一章」を「並びに第十一章」に改める。

第九章の章名中「措置」を「措置等」に改める。

第二十五条の見出し中「措置」を「措置等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）

第二十五条の二　国は、労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「育児休業等関係言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2　事業主は、育児休業等関係言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

3　事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、育児休業等関係言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

4　労働者は、育児休業等関係言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

第二十八条中「前条まで」を「第二十五条まで、第二十六条及び前条」に、「措置及び」を「措置等並びに」に改める。

第二十九条中「から第二十七条まで」を「、第二十二条、第二十三条第一項から第三項まで、第二十四条、第二十五条第一項、第二十五条の二第二項、第二十六条及び第二十七条」に、「措置及び」を「措置等並びに」に改める。

第十一章第一節の節名中「援助」を「援助等」に改める。

第五十二条の四第二項を次のように改める。

2　第二十五条第二項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

第五十二条の五第二項中「前条第二項」を「第二十五条第二項」に改める。

第五十二条の六中「、第二十条第一項及び第二十一条」を削り、「第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」を「第二十条中「事業場」とあるのは「事業所」に、「第五十二条の五第一項」と読み替える」を「第五十二条の三」と読み替える」に改める。

第五十六条の二中「第二十五条、第二十六条又は第五十二条の四第二項（第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）」を「第二十五条第一項若しくは第二項（第五十二条の四第二項及び第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第二十六条」に改める。

第五十七条中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。